

第53号議案

専決処分の承認について

上記の議案を提出します。

令和7年5月26日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

中野区特別区税条例の改正について専決処分をしたので、議会の承認を求める必要がある。

専決処分の承認について

議会の議決すべき事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

記

1 専決処分をした事件

中野区特別区税条例の一部を改正する条例

2 専決処分の内容

別紙のとおり

3 専決処分をした日

令和7年3月31日

4 専決処分をした理由

令和7年3月31日に公布された地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）の施行に伴い、同年4月1日からこの条例を施行する必要があったため、議会の招集する時間的余裕がなく、専決処分をした。

中野区特別区税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月31日

中野区長 酒 井 直 人

中野区条例第28号

中野区特別区税条例の一部を改正する条例

中野区特別区税条例（昭和39年中野区条例第58号）の一部を次のように改正する。

第39条第1項第1号イ中「ニ」を「ハ及びホ」に改め、同号ロ中「又は」を「（ハに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「又は」を「（ハに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
（軽自動車税に関する経過措置）
- 2 改正後の第39条第1項第1号の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。